

「（仮称）千葉県金属スクラップヤード等適正化条例の骨子案」に関する 意見と県の考え方

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

1 パブリックコメント実施期間

令和5年3月8日（水）～4月7日（金）

2 意見提出者数（意見の延べ件数）

19人（109件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

意見の概要	県の考え方
条例の制定の背景と趣旨に対する意見	
自動車ヤードについて	
<p>今回は「金属スクラップヤード」が対象だが、ヤードの中には車を大量に置いている場所もかなりあり、また外国人が出入りしている点でも共通していると思われるので、自動車ヤード条例と合わせて、「ヤード」全体としての条例の制定を希望する。</p>	<p>県では、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（通称「自動車ヤード条例」）を平成26年に制定し、自動車ヤードに関する規制を実施しています。</p> <p>自動車ヤード条例は、自動車ヤードにおいて、油等の流出による土壌汚染や、不正に取得された自動車部品の保管等が確認されたことから、県民の生活環境を保全し、平穏な生活を確保するために制定したものであり、本条例案とは、制定に至るまでの事実関係、条例の目的、規制対象などが異なるため、別々の条例としました。</p>
<p>使用済み自動車の引き取り、分解、解体といった事業を実施する企業を含む金属スクラップヤード事業者に対し、県当局が油漏れなどを巡って指導を行ったにもかかわらず、流出を2回以上繰り返す際にはこの事業者迅速に罰則を適用する必要がある。悪質な事業者に対しては、より厳正かつ強力な措置を講じる必要があると思う。</p>	<p>本条例案は、特定再生資源の屋外における保管等の事業について、必要な規制を行う条例として制定するものです。</p> <p>使用済み自動車の引取、解体、破碎等については、使用済み自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）により規制されており、また、特定の自動車部品を保管する自動車ヤードについては、自動車ヤード条例により規制されていますので、これらの法令に基づいて対処してまいります。</p>
廃棄物について	
<p>品物が有価物か廃棄物かの判断は、ヤード所有者の意向によるところもあり、実際には逆有償取引の可能性もあると思う。</p>	<p>スクラップヤードの保管物が、いわゆる「逆有償取引」によって収集されたものである場合、本条例案の規制対象物である特定再生資源ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称「廃棄物処理法」）上の廃棄物に該当します。</p> <p>廃棄物の収集、保管等については、廃棄物処理法に基づいて対処します。</p>

<p>廃棄物であることが分かった場合、廃棄物として扱うとあるが、廃棄物かどうかの判断に時間をかけるのではなく、即刻、今回の条例の無許可事業として速やかに行政処分しないと、今回の条例が生かされてこない。</p>	<p>本条例案の無許可事業に該当するかどうかは、許可を受けずに特定再生資源屋外保管業を行ったかどうかによって決まりますが、廃棄物処理法上の廃棄物については、本条例案の規制対象物である特定再生資源ではありませんので、本条例を適用することはできません。</p> <p>条例の制定の背景と趣旨に記載のとおり、有価物と称した廃棄物の保管が認められた場合には、廃棄物処理法に基づき厳正に対処します。</p>
<p>立地規制について</p>	
<p>騒音被害は実証が困難なため、スクラップヤードの立地は、半径500メートル以上居住地から離れた場所とするなどの距離要件を盛り込むべきである。</p>	<p>事業場の立地に関して、住宅等と事業場の間に一定の距離を設けなければならないとする立地制限を行うと、住宅等が多い地域にスクラップヤードを設置することが事実上不可能となり、農地や山林が多い地域にスクラップヤードが集中し、豊かな自然環境の破壊に繋がるおそれがあります。</p>
<p>事業場の立地に関して、住宅等と事業場の間に一定の距離を設けることとする趣旨の制限について、千葉県条例と同じく規定を設けてほしい。</p>	<p>そのため、県全体を見渡すべき県の立場においては、立地制限を行うことは適当でないと考え、本条例案では、同趣旨の規定は設けませんでした。</p>
<p>「事業場の立地に関して、住宅等と事業場の間に一定の距離を設けることとする趣旨の制限については、規定しない。」という項目については賛成できない。例えば千葉県条例のように100メートルなど、一般的に一律に何メートル距離を設けるということまでは求めないが、最低限の規制は必要ではないかと思う。特殊な環境下（住宅団地や医療機関、社会福祉施設などの近接地）では、最低限の距離制限を設けることは必須であると考え。</p>	<p>また、本条例案の検討に当たって設置した有識者会議では、スクラップヤードにおける様々な問題は、スクラップヤードが設置されること自体ではなく、そこで崩落等の危険が生じたり、生活環境の保全に悪影響が生じたりするような不適正な事業が行われることによって発生するものであるとの御意見をいただいております。県としては、本条例を適切に運用することにより、許可事業者による適正な事業の実施が実現されるよう努めてまいります。</p>
<p>新規事業者及び既存事業者に対して、民家から一定の距離を離すような規制をかけられないか。</p>	
<p>「住宅地と事業場の間に一定の距離を設けることとする趣旨の制限については、規定しない。」とあるが、絶対に反対である。少なくとも、千葉県条例のように、最低でも100メートル以上の距離の規定を設けるべきである。</p>	
<p>近くの作業場でもかなりの高さまで大きな金属が積み上がっており、その金属が壁を超えて落ちそうになっているのを見たことがある。そのため、何メートル以上離す等の制約が必要かと思う。</p>	
<p>「立地に関して、住宅等と事業場の間に一定の距離を設けることとする趣旨の制限については規定しない」とあるが、市町村に独自の規制を行うことが期待できれば良いが、どうもできそうにないという場合は放置ということになってしまう。そのため、ヤードの立地に関しては、厳しい制限を規定してほしい。</p>	

全国規模での規制について	
ヤード条例の制定につき違法ヤードの乱立を防ぐ効果はあると思う。逃げ道を無くすためにも、全国での同一条件を検討すべきだと思う。	本条例案は、県内におけるスクラップヤードの事業を規制するものとなります。 全国規模での規制については、国による法整備における検討課題となります。
スクラップヤードに関して、法の不備や漏れ、整合性の欠如などがあるなら、国に対して、実情に合った法整備が必要なことを、地方自治体として、訴えていってほしい。	本県では、既にスクラップヤードに関する具体的な問題が数多く確認されており、早急な対応が必要であると考え、国による法整備を待つことなく、独自に本条例を制定することとしました。
条例の骨子案に対する意見	
1 目的	
2 規制対象	
(1) 規制対象物	
規制対象物を金属又はプラスチックに限定した理由が不明である。全てのものを対象とすべきである。	本条例を制定するに至った前提として、廃棄物処理上の廃棄物など既存の法令で規制対象とされている物品については、当該法令で対処することができますが、有償で取引される物品の多くについては、その保管等を規制する法令がないため、新たな条例が必要になったという事情があります。 県で実態調査を実施したところ、金属とプラスチックに関しては、素材としての価値が高く、腐食や劣化に強いことから、有償で取引され、屋外に積み上げて保管されている実態が確認できました。 一方、木材、ガラス、ゴムその他の素材については、これらを目的物として有償で取引し、屋外に積み上げて保管する業態があることは、確認されませんでした。 そのため、規制対象物となる特定再生資源について、金属又はプラスチックに限るとしたものです。 なお、本条例案では、特定再生資源がこれら以外の物品と一体的に保管をされる場合（いわゆる「雑品」の取扱い）を想定して、遵守すべき基準は、保管物全体に対してかかるように規定しています。
(2) 規制対象事業	
保管に伴う処分として、分別、野積み、堆積も具体的な行為として例示すべきである。	本条例案の規制対象事業である特定再生資源屋外保管業には、特定再生資源の保管をするものだけでなく、その形状、性質等に変更を加える作業として、破砕、切断、圧縮、解体又は洗浄をするものも含むこととしています。 御意見として挙げられている「分別」「野積み」「堆積」については、物品の形状、性質等に変更を加える行為ではないことから、保管に含まれるものとして整理しています。
3 県、事業者等の責務	
地権者の責務についての規定を設けてほしい。	いただいた御意見を踏まえ、本条例案では、土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者（以下「土地所有者等」といいます。）の責務を規定しました。
地権者の責任が不明である。地権者も規制対象に加えるべきである。	

	<p>土地所有者等の責務として、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に土地を提供するに当たって、保管物の崩落、火災の発生等を未然に防止するとともに、生活環境の保全上の支障が生じないようにしていることを確認することとしました。</p> <p>また、これらが確認できない場合には、土地を提供することのないよう努めなければならないこととしました。</p>
4 事業の許可等	
(1) 事業の許可	
制度の必要性・許容性について	
<p>有害使用済機器は届出制なのに、なぜ金属スクラップは許可制なのか。均衡を欠くのではないか。再生土条例、自動車ヤード条例の届出制とも均衡を欠くのではないか。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とし、その目的を達成するために、特定再生資源屋外保管業の規制について必要な事項を定めるものです。</p> <p>御意見として挙げられている廃棄物処理法に基づく有害使用済機器の保管等に関する制度、自動車ヤード条例に基づく特定自動車部品のヤード内保管等に関する制度、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（通称「再生土条例」）に基づく再生土の埋立て等に関する制度は、本条例と規制に至るまでの事実関係、制度の目的、規制対象などが異なるため、単純な比較ができるものではなく、均衡を欠くとは考えておりません。</p>
<p>スクラップヤードの事業そのものを許可制にすることは、憲法第22条の営業の自由に抵触するのではないか。営業に許可をするのではなく、保管の方法、保管物の形状について事前に届出をさせるべきである。</p> <p>比例原則を勘案すると、営業の自由まで踏み込んで規制することは行政権の濫用と考えざるを得ない。</p>	<p>不適正なスクラップヤードの事業によって県民の生活の安全が脅かされ、生活環境の保全に支障が生じている現状に対応するためには、届出によって事業者を把握し、事後の指導によって適正化を図る制度では不十分であり、適正な事業を実施することができるかどうか事前に審査する制度が必要であることから、許可制としました。</p> <p>本条例案は、保管物の崩落、火災の発生等といった不適正な事業によって生じる害悪の重大性・危険性と比較しながら、規制の内容を検討したものであり、比例原則に反する過剰な規制であるとは考えておりません。</p>
<p>保管物を業者側が有価物であると主張する以上、有価物でないとする立証責任は県にある。有価物でないといふ立証するまでは「推定有価物」である。有価物であるかどうか問題の焦点になるのであって、営業そのものを許可で縛る合理的理由があるとは必ずしも言えない。</p> <p>そもそも、「推定有価物」は憲法第29条で守られた財産であり、公共の福祉に反しない限り最大限尊重されねばならない。</p>	<p>本条例案は、特定再生資源を屋外において保管等する事業について必要な規制を行う条例であり、いわゆる「有価物」を取り扱う事業を規制の対象とすることを前提としています。</p> <p>本条例案では、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図る観点から、特定再生資源屋外保管業を許可制とし、事業が適正に実施されるための基準等を定めたのであって、特定再生資源を所有したり取引したりすること自体を制限するものではなく、県民の財産権を侵害するとは考えておりません。</p>

無許可事業について	
<p>条例制定後も、もぐりで営業していた場合はどうなるのか。</p>	<p>本条例案では、事業を行おうとする者は、事業場ごとに、あらかじめ許可を受けなければならないとし、その実効性を確保するため、条例の規定に違反した者に対する罰則を規定しました。</p> <p>本条例の施行後、無許可事業者（いわゆる「もぐり」）に対しては、本条例に基づき厳正に対処します。</p>
許可要件について	
<p>事業の許可について、具体的な基準適合要件を明確にしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、本条例案では、許可を受けるための要件を明確に規定しました。</p>
<p>取り締まりや指導が行いやすく、一般の事業者にも広く理解できるよう、わかりやすく、明確な許可要件にしてほしい。</p>	<p>具体的には、事業の計画が遵守しなければならない基準に適合していること、事業場に必要設備等が設けられていること、許可を受けることができない者に当たらないことについて、それぞれ定めました。</p> <p>さらに詳細な内容については、本条例の制定後、別途基準等を定めて公表する予定です。</p>
<p>過度に厳しい基準を設けた場合、または許可取得に長い時間を要する状況となった場合、再資源化を推進する妨げになる上、許可を取得せずに業を行うものが増加するおそれがある。実効性のある基準としてほしい。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的として、必要な規制を定めるものです。</p> <p>許可の基準については、御意見を踏まえて検討し、目的の達成のために必要十分な規制として定めました。</p>
<p>粉じん、油を適正に処理できるか確認できない場合、県民生活の安全及び生活環境の保全上の支障があるものとして、許可を受けられないようにしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、本条例案では、スクラップヤードの構造・設備について、保管物の崩落又は飛散を防止するために、保管の場所の周囲に囲いを設置すること、油の流出又は地下浸透を防止するために、保管又は破碎等の作業を行う場所の底面を不浸透性の材料で覆うこと、油水分離装置等を設置することを許可の基準としました。</p>
<p>油の流出防止のため、油水分離槽の設置を義務付けてほしい。</p>	
<p>車両や農機具等の機械からの油漏れが考えられるので、スクラップヤードの敷地内の地面はコンクリート舗装させてほしい。</p>	
<p>産業廃棄物の中間処分場と同じような水準で、飛散防止措置、油水分離槽が設置されているか、県として確認するべきである。</p>	
<p>事業にあたり、隣接する地権者の合意を要件にすべきである。</p>	<p>事業の許可について、周辺住民等の合意を要件とすることは、ある人の土地の利用や職業の選択について第三者が事実上の拒否権を有することとなってしまうため、望ましいものではないと考えます。</p>
<p>騒音や振動は、近隣住民にとって極めて大きなストレスとなっており、精神的にも肉体的にも損害を被っている。とりわけ住宅の近隣においては規制される必要がある。市街化調整区域においても、近隣に住宅がある場所では、騒音を出すような事業に対して許可を出すべきではない。半径500メートルの住民全員から許可を受けるまでは、当局が許可するべきではないと考える。</p>	<p>事業の許可又は不許可については、本条例案に定める許可の基準に基づいて、県が適切に判断します。</p> <p>県としては、事業参入や事業運営を厳格にすることで、県民の生活の安全の確保や生活環境の保全上の支障の防止を図るとともに、許可事業者による適正な資源リサイクルを推進したいと考えております。</p>

<p>農業用水として利用している水路に、事業場から排水を放流することは禁止することを要件にすべきである。</p>	<p>本条例案では、排水先について個別の要件を規定するものではありませんが、生活環境の保全上の支障が生じないように、許可の基準として、油水分離装置及び排水溝を設置することや、事業者が遵守すべき基準として、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下浸透しないように必要な措置を講じることを規定しました。</p>
<p>子どもの通学路には、スクラップヤードの事業を許可するべきではない。</p>	<p>本条例案では、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、許可の基準を定めており、基準を満たさない不適正な事業については、これを許可することはありません。</p> <p>通学路の安全確保については、本条例案が規制対象とするスクラップヤードに関係する場合に限定されず、あらゆる車両等の通行について検討されるべきものであることから、本条例案で個別に考えるのではなく、スクールゾーンの設定など道路交通関係の法令等に基づき、別途必要な規制が行われるものと考えます。</p>
<p>遵守すべき基準は環境基本法に定める公害だけなのか。生物多様性にかんがみ、事業地における貴重種などの調査も行うべきで、これら貴重種が発見された場合は許可を与えないことを規定すべきである。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とし、その目的を達成するために必要な事項を定めるものです。</p> <p>生物多様性の重要性に鑑みて開発行為や事業活動を規制することについては、本条例案が規制対象とするスクラップヤードに関係する場合に限定して考えるのではなく、そのことを主たる目的とする法令によって様々な開発や事業を対象に広く検討されるべきものであると考えます。</p>
<p>洪水、浸水等に与える影響についても、許可の基準に加えるべきである。</p>	<p>県の実態調査において、スクラップヤードの事業が洪水、浸水等に影響を与えているという事実は確認されませんでしたので、許可の基準とはしませんでした。</p> <p>なお、スクラップヤードを設置するための土地の開発行為が洪水、浸水等に与える影響に関しては、土地の開発行為を規制するそれぞれの法令によって別途基準等が設けられている場合があり、これによって規制されるものと考えます。</p>
<p>破砕機、ナゲット機、シュレッダーなどの大型機械の設置について、許可制としてほしい。</p>	<p>本条例案では、騒音・振動の発生源となる機械等の設置を個別に許可制とするのではなく、その使用方法等も含めた事業の全体を許可制とし、また、許可事業者が遵守すべき基準として「保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずる」ことを決めました。</p> <p>基準を満たさない不適正な事業については、機械等の設置の有無にかかわらず、厳正に対処してまいります。</p>
<p>火災等に対処するための消火栓、安全に排水できる排水施設がない場合は、許可を受けられないようにしてほしい。</p>	<p>御意見に挙げられている消火栓については、消防に必要な水利施設に当たり、その設置に関しては、消防法等の定めるところによるものです。</p> <p>排水の観点については、許可の基準として、油水分離装置及び排水溝を設置することや、事業者が遵守すべき基準として、保管等の場所から保管等に</p>

	<p>伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下浸透しないように必要な措置を講じることを規定しました。</p>
<p>スクラップヤード事業者には、日本語で意思疎通する能力や法令に関する知識が必要だと思ふ。</p> <p>スクラップヤード事業を開業する予定、または既にこれを営業している外国人をはじめとした事業者らに対し、基本的な日本語およびヤード規制条例といった地方の法律・条令、一般的な社会のルールに関する講習の受講およびこの内容に関するテストのほか、当局などとの折衝に必要と想定される日本語の能力テストに合格することを義務付けることが肝要と考える。</p> <p>日本の法律やヤード条例に従って事業を行う旨の誓約書に署名することも必要だと考える。</p>	<p>本条例案においては、県の実態調査により判明したスクラップヤードの事業の特徴を考慮した結果、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障を防止するための規制手法として、事業に従事する個人の能力・資質によって適正化を目指してもらうのではなく、事業計画や、事業場の構造、設備等によって適正な事業を実施できるかどうかを直接審査し、許可又は不許可の判断をする許可制度を採用することとしたものです。</p> <p>本条例案では、知識を問う試験や誓約書への署名を課すことはありませんが、特定再生資源屋外保管業を行うに当たって本条例を遵守しなければならないことは当然のことであり、本条例に違反する者については、知識や誓約の有無にかかわらず、厳正に対処してまいります。</p>
許可要件の緩和について	
<p>令和3年11月から施行された千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の許可を既に取得している場合、許可取得に関する手続きは緩和を検討してほしい。</p>	<p>本条例案では、1つのスクラップヤードに対して、規制が二重にかかることを防止するため、独自の施策を講じる市町村の区域については、当該市町村の申出を受けて本条例の適用を除外することを規定しました。</p> <p>例えば、「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」が適用される千葉市の区域において、本条例が適用されないこととなった場合、同市内で行うスクラップヤードの事業については、あらためて本条例に基づく許可を取得する必要はありません。</p> <p>なお、スクラップヤードの事業が適正に実施できるか判断するためには、事業場ごとに許可の基準を満たしているか審査する必要があることから、本条例案では、「特定再生資源屋外保管事業場ごとに」事業の許可を受けなければならないと規定しました。</p> <p>したがって、あるスクラップヤードの事業について既に本条例又は独自の施策を講じる市町村の条例による許可を受けている場合でも、本条例が適用される区域において新たに別のスクラップヤードの事業を行う場合には、当該事業についても別途許可を取得する必要があります。</p> <p>その際、許可の基準、手続等が緩和されることはありません。</p>
<p>すでに廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業、積替保管業の許可を有している既存業者には規制の緩和をすべきだと思う。</p>	<p>本条例案で定めた許可の基準は、許可を受けようとする者がスクラップヤードの事業を適正に実施することができるかどうか、事業の計画、事業場の構造・設備、事業者の欠格事由の観点から審査するためのものです。</p> <p>これらの審査は、許可を受けようとする者が産業廃棄物処理業の許可等を有していることをもって省略したり、代替したりすることができる性質のものではありませんので、廃棄物処理法に基づく許認可等の状況によって規制を緩和する趣旨の規定は設けません。</p>

他法令の許認可等について	
<p>この条例に基づく許可申請者が、建築物を建てることを計画している場合、都市計画法の手続きの相談を行うよう指導してほしい。また、同法に基づく手続き等を行っていない者にはこの条例に基づく許可を与えないようにしてほしい。</p>	<p>土地の利用・開発関係、雇用・労働関係、租税関係その他の法令を遵守しなければならないのは当然のことであって、その内容は、それぞれの法令の立法目的に従ってそれぞれの法令において既に規定されていることから、本条例案では、他の法令の遵守に関する規定は設けておりません。</p>
<p>市街化調整区域に建築された建築物、建築物の容積率や建ぺい率を超えて建築された建築物、用途地域に指定されていない用途で建築された建築物、建築基準法に違反して建築された建築物など無許可建築がある場合など、無許可建築がある場合、許可を受けられないようにしてほしい。</p>	<p>他の法令に基づく指導や、違反に対する処分、罰則の適用などについては、それぞれの法令を所管する行政機関が、それぞれの法令に基づいて行うことになります。</p> <p>本条例を所管する県の立場からは、事業の許可申請の手続等において、他の法令に関する手続等が別途必要であることが分かった場合には、当該法令について情報提供し、また、当該法令を所管する行政機関への相談を促すなど、適切に対処してまいります。</p>
<p>都市計画法、森林法、農地法などすべての法令を想定して許可を与えるのか。これらの他法令に違反していても、県民生活の安全及び生活環境の保全上の支障がなければ許可を与えるのか。</p>	
<p>条件が違うことによって、仕入における価格競争に大きな差が発生し、既存事業者の経営を圧迫している。</p> <p>労働基準法（労働時間違反）、雇用保険法・社会保険法（保険不加入・不払い）、入出国管理法（不法就労・不法滞在）、税法（各種税金の不正・未納）、家電リサイクル法・自動車リサイクル法・廃掃法（無許可での実施）、都市計画法（市街化調整区域での無許可建築）、水質・土壌汚染対策法（廃油等の廃棄・汚染）、振動・騒音規制法（基準値の超過）、フロン排出規制法（フロン類の放出）、消防法（防火対策）の条件を満たし、同じ土俵での経営を望む。</p>	
<p>外国籍の者が違法就労していないか確認すべきである。（滞在許可書の確認、労働者名簿の作成）</p>	
<p>不法就労が行われていないかを把握する手段を盛り込めないか。（ビザ等の提出）</p>	
<p>法人税、消費税、所得税等を適正に納税しているか行政でチェックしてほしい。</p>	
<p>従業員について、労働保険や社会保険の加入を義務付けてほしい。</p>	
<p>税や労働安全、環境、その他法令において、違法性がないように関係省庁で連動した条例を希望する。</p>	
<p>家電リサイクル法、フロン回収法、自動車リサイクル法を遵守させてほしい。</p>	

(2) 住民等への周知	
住民説明会の結果、地域住民が納得しない場合どうするのか。	<p>事業を行うに当たって、事業者と住民が相互に信頼関係を構築することが重要であると考えことから、本条例案では、許可の申請を行おうとする者に対し、説明会の開催等によって、周辺地域の住民に事業の内容を周知することを義務付けることとしました。</p> <p>事業の許可又は不許可については、本条例案に定める許可の基準に基づいて、県が適切に判断するものであり、説明会の開催等によって住民の賛否を問ひ、これによって判断するものではありません。</p> <p>県としては、事業参入や事業運営を厳格にすることで、県民の生活の安全の確保や生活環境の保全上の支障の防止を図るとともに、許可事業者による適正な資源リサイクルを推進したいと考えております。</p>
周辺住民への説明が不安である。説明したら反対されると思う。	
住民説明会の結果に拘束力はあるのか。最終処分場のように「基準を満たしているので許可せざるを得ない」とするのか。最終的な許可権限が県にある以上、無用な説明会はトラブルの長期化を招くばかりである。	
住民説明会を行う範囲は、市町村に照会するなどして、地域の実情を反映できるようにしてほしい。	<p>本条例案では、許可の申請を行おうとする者に対し、説明会の開催等によって、周辺地域の住民に事業の内容を周知することを義務付けました。</p> <p>周知の詳細な方法等については、規則で定めるところによることとしており、いただいた御意見を参考に、規則等の検討を進めてまいります。</p>
住民への周知について、住民側も恐怖や恫喝のおそれなどの負担があることから、県が説明会に同席するべきである。	<p>本条例案では、許可の申請を行おうとする者に対し、説明会の開催等によって、周辺地域の住民に事業の内容を周知することを義務付けました。</p> <p>いただいた御意見については、本条例を運用する際の参考といたします。</p>
(3) 事前の指導等	
5 事業を実施するに当たり遵守すべき基準等	
(1) 基準	
基準の設定について	
未処理、未選別品について、崩落、火災防止のために保管基準（保管物の高さ、保管量）を定めてほしい。	<p>本条例案では、使用を終了し、収集された製品等の物品と、これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体された後のものをあわせて、「特定再生資源」と定義しており、処理・選別の前についても後についても、規制対象物となります。</p> <p>また、「特定再生資源」がこれ以外の物品と一体的に保管をされる場合にあつては、これらを含む全体を「保管物」と定義しており、もれなく保管等の基準の遵守義務が適用されるよう規定しています。</p>
保管物の高さを制限されると、単価が安い時に積み上げたくてもできなくなり、収益的に厳しくなる。真面目にやってきた業者にも大きな負担が課せられ存続が危ぶまれるところも出る。	<p>県による実態調査の結果、保管物の高積みによって、囲いを乗り越えた保管物の崩落のおそれや、混入したりチウムイオン電池等が圧壊や蓄熱によって発火したことが原因と考えられる火災の発生が確認されており、県民の生活の安全に支障が生じているため、本条例案では、事業者が遵守すべき基準として、保管物の高さの制限を規定することとしました。</p>
フェンスの高さを制限し、現状より高くしないこと、そのフェンスより高く鉄くず等を積み上げないことを規定してほしい。	<p>保管物が事業場の外部に崩落することを防止するためには、囲いを設置することが有効であることから、本条例案では、許可の基準として、保管の場所</p>

	<p>の周囲に囲いを設け、この囲いに荷重がかかる場合は構造耐力上安全な囲いとするを規定し、また、事業者が遵守すべき基準として、保管物の高さの制限を規定することとしました。</p> <p>基準の詳細については、今後、作成する規則で定めませんが、いただいた御意見を参考に、囲いの高さを超えるような高積みができないように規定する予定です。</p>
<p>水質・地質の検査について条例上で義務付けてほしい。</p> <p>条例に規定する場合、事業地の構造によって、定期的に行わなければならない事業地、または部分的に省略できる事業地等を区分するなどしてほしい。</p>	<p>本条例案では、事業者が遵守すべき基準として、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下浸透しないように必要な措置を講じることを規定しました。</p> <p>また、本条例案では、条例の施行に必要な限度において報告徴収や立入検査を行うことを規定し、事業者が基準遵守の状況の確認を行うこととしています。</p> <p>スクラップヤードの事業によって汚水等の問題が生じ、水質又は地質の異常が認められる場合には、これらの規定により、適切に対処します。</p>
<p>保管に伴って行われる粉砕、切断、圧縮、解体作業前の分別の徹底について、規定を設けてほしい。</p>	<p>どのような作業をどのような手順で行うかは、保管物の種類や事業内容によって異なり、破砕等の作業を分別のために行うことも考えられます。</p> <p>したがって、作業前の分別を一律に義務付けることは難しいものと考えますが、本条例案では、様々な悪影響に対する観点から必要な措置を講ずることを義務付けており、事業者は、安全性や生活環境の保全に配慮した事業の計画を策定し、実施することが必要になります。</p>
<p>営業時間を制限すべき。</p>	<p>本条例案では、事業者が遵守しなければならない基準として、「保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること」を義務付けました。</p> <p>操業可能な時間について一律に制限する規定は設けませんでした。事業者は、生活環境の保全に配慮した事業の計画を策定し、実施することが必要になります。</p>
<p>住宅地から近い事業場は、営業日、営業時間に配慮するよう周知してほしい。</p>	
<p>住宅地から300メートル以内にあるスクラップヤードについて、休日、祝日に営業しないよう指導してほしい。</p>	
<p>住宅地周辺のヤード内において、早朝や夜、休日に数時間にわたって大声で通話および複数人での会話をする、大音量で音楽をかけるなどの行為を行う事業者もいる。こうした行為も近隣住民にとって多大なストレスになっている。ヤードにおけるこうした迷惑行為も取り締まりの対象とする必要があると思う。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とし、その目的を達成するために、特定再生資源屋外保管業の規制について、必要な事項を定めるものです。</p> <p>スクラップヤードにおける事業活動と直接関係のない事柄や民事上のトラブルの解決などについては、本条例で定めるものではありません。</p>
<p>基準の緩和について</p>	
<p>規制対象物として、先の千葉市の条例では、ほぼ100%の鉄屑（燃えない）と雑品（プラスチック類含有、燃える）が同じ保管条件の扱いになっている不条理な状況であり、生産活動において障害が生まれた。</p> <p>雑品は、最も火災の原因になりうるリチウム等の蓄電池が混入されている確率が非</p>	<p>本条例案では、事業者が遵守すべき基準として、事業場における火災の発生又は延焼を防止するための措置を講じることを規定し、措置の具体的な内容を規則で定めることとしました。</p> <p>いただいた御意見のとおり、取り扱う物品によって火災・延焼のリスクが異なるため、規則におい</p>

<p>常に高い品物である。火災が起きるという前提の品物として、延焼を留める方法は、雑品に限っては、千葉市のような「1か所200平方メートル以下」という保管ルールは合理性があると考ええる。しかし、鉄スクラップのみでは燃えることはなく全く別物なので、雑品と同様に扱うのは無理がある。</p> <p>鉄スクラップのみを扱う場合は、保管面積等の基準を緩和してほしい。</p>	<p>て、取り扱う物品に応じた基準を設定する予定で</p>
<p>雑品を取り扱う事業者と、選別後の鉄・非鉄・プラスチックを取り扱う事業者で、許可証を区別し、規制や業務の内容を区別すべきではないか。</p>	
<p>取り扱う物に応じて、細分化した保管基準を定めてほしい。</p>	
<p>(2) その他</p>	
<p>標識の掲示について</p>	
<p>掲示板の設置について、立入検査では設置と記載内容の確認をされるが、検査員は正しい数値を把握していることから、掲示板を設置することによる効果が不透明である。</p>	<p>本条例案では、スクラップヤードに設置する掲示板に関する規定として、標識の掲示について定めており、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、事業者の氏名等を記載した標識を掲げなければならないこととしました。</p> <p>標識の掲示を義務付けることとした趣旨は、周囲に囲いが設置されて外から中の様子が見えないスクラップヤードでも、事業者が本条例に基づく許可を取得していることに加えて、事業者の情報や事業の内容を確認できるようにするものであり、周辺地域の住民の不安等の解消や、無許可事業者の抑止に効果があるものと考えています。</p>
<p>条例では各ヤードの入口に社名や連絡先を掲示することが義務付けられているようだが、四街道市内のヤードの一部においてはこれらが掲示されていない場合が多々ある。こうした違法行為については、2回ほど注意して改善が見られない場合には営業停止や許可取り消しといった厳正な対処が必要と考える。</p>	<p>本条例の施行後、標識の掲示を行わないなど条例の規定に違反する事業者に対しては、厳正に対処してまいります。</p> <p>なお、本条例案はまだ制定されていないものであり、現時点で違反が行われているとして御意見に挙げられている事例は、自動車ヤードに関するものとも思われますが、自動車ヤードについては、自動車ヤード条例に基づく指導等が行われることとなります。</p>
<p>記録の作成・保存について</p>	
<p>記録の作成、保存、報告の方法について、自治体ごとに書式やルールが異なると事務負担になるので、統一感ある書式やルールとなるように検討してほしい。</p>	<p>スクラップヤードの事業者が許可を受けた事業計画に基づいて事業を実施しているか、事後の検査で確認できるようにするため、本条例案において、取引した物品の種類等を記載した台帳を作成し、保存することを義務付けました。</p> <p>台帳の作成及び保存の方法の詳細については、今後、規則で定めますので、いただいた御意見は、その検討において参考とします。</p>

現場責任者の配置について	
<p>現場責任者は、具体的にどのような者を想定しているのか。どのような責任が課されるのか。</p>	<p>本条例案では、スクラップヤードにおける事業を適正に管理・監督する役割を担う者が必要と考え、スクラップヤードごとに現場責任者の配置を義務付けました。</p> <p>現場責任者は、そのスクラップヤードにおける事業内容や事業場の実際の構造、設備等に精通し、適正な事業が行われるよう管理・監督することができる能力・経験を有する責任者として、それぞれの事業者において適切に選任されるべきものと考えています。</p> <p>なお、本条例案では、事業者に対して現場責任者の配置を義務付けることとしたものであり、現場責任者となった個人に対して職務上の義務等を定めるものではありません。</p>
資格者等の配置について	
<p>現場を管理する者のうち、1名以上は日本語を理解し、会話ができる者の配置を義務付けてほしい。</p>	<p>本条例案では、スクラップヤードにおける事業を適正に管理・監督する役割を担う者が必要と考え、スクラップヤードごとに現場責任者の配置を義務付けました。</p>
<p>日本語の堪能な者、または日本人の常駐を義務付けてほしい。</p>	<p>現場責任者は、そのスクラップヤードにおける事業内容や事業場の実際の構造、設備等に精通し、適正な事業が行われるよう管理・監督することができる能力・経験を有する責任者として、それぞれの事業者において適切に選任されるべきものと考えており、日本語能力など特定の能力・資格を有することを要件とする趣旨の規定は設けませんでした。</p>
<p>各ヤードに日本語が理解できる日本語能力試験3級以上に合格した職員がいることを義務付けることが望ましい。</p> <p>複数のヤードを有する事業者が広域にわたっていくつかのヤードの担当として資格のある職員一人を配置することは好ましくないとと思う。事業を実施している時は常に日本語を理解する職員が半径30メートル程度以内にいるようにすることが肝要だ。</p>	<p>現場責任者は、そのスクラップヤードにおける事業内容や事業場の実際の構造、設備等に精通し、適正な事業が行われるよう管理・監督することができる能力・経験を有する責任者として、それぞれの事業者において適切に選任されるべきものと考えており、日本語能力など特定の能力・資格を有することを要件とする趣旨の規定は設けませんでした。</p>
<p>廃棄物処理法においては、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を設置させる義務があり、また、新規許可を申請しようとする者に対して、産業廃棄物収集・運搬課程や処分課程の講習会の修了が義務付けられている。</p> <p>本条例においても、金属スクラップヤード等の適正な運営のため、県独自の資格制度や講習会を創設し、また、ヤード内に有資格者の配置を義務付けるべきである。</p> <p>騒音や水質汚濁、火災、崩落防止の観点から、公害防止管理者、防火防災管理者などの有資格者の配置を義務付けるべきである。</p>	<p>本条例案においては、県による実態調査の結果を踏まえ、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障を防止するための規制手法として、事業に従事する個人の能力・資質によって適正化を目指してもらうのではなく、事業計画や、事業場の構造、設備等によって適正な事業を実施できるかどうかを直接審査し、許可又は不許可の判断をする許可制度を採用することとしたものです。</p> <p>なお、御意見に挙げられている公害防止管理者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、防火管理者・防災管理者は、消防法において、それぞれ定められている制度であり、これらの管理者の配置をどのような施設に義務付けるかは、それぞれの法令で検討されるべきものと考えます。</p>
6 実効性の確保	
実効性の確保手段について	
<p>何でもかんでも排除するべきではなく、広い法の網にかけて行政指導を行うべきで</p>	<p>本条例案では、規制の実効性を確保する手段として、報告徴収や立入検査の規定、措置命令、許可取</p>

<p>あり、罰則規定も明確に効力のある命令が可能ないように条例で構成してほしい。</p>	<p>消し等の行政処分の規定、罰則の規定を設けました。</p>
<p>取締りや指導を適切に行ってほしい。無許可営業の取締り又は無許可営業への販売を行った者への取締りが行われなかった場合、基準を遵守して許可を取得することが不利益になり、不適切な保管や処理を行う業者の繁栄を助長してしまう。</p>	<p>本条例の違反に対しては、これらの規定により、厳正に対処してまいります。</p>
<p>違反者が営業を継続できないように、違反者への罰則の強化と、罰則の実効性が必要である。</p>	
<p>罰則については、完全な改善が確認されるまで営業を停止させる、根本的な改善が行われるまで搬入を禁止する、事業許可を取り消すなどの処分を行い、悪質な場合には迅速に罰金および禁錮といった刑罰を適用することが必要だと思う。</p>	
<p>ヤードにおける違法行為を巡り、例えば道路交通法における違反の点数制に類似したような透明かつ明確なポイント制度を導入し、点数に応じてヤードにおける営業に対する許可の停止や取り消しといった措置を取るなどが必要である。</p>	<p>本条例の違反については、違反の程度、危険性、悪質さなどが事案によって様々となり、典型的に数値化して評価することが難しいものと想定されますので、御意見のような交通違反点数制度に類似する制度を導入することは、難しいものと考えますが、処分の基準については、明確性・透明性を重視したものとなるよう検討を進めてまいります。</p>
<p>報告徴収、立入検査等について</p>	
<p>既存事業者は、従来より火災防止はもとより高積みによる崩落事故、騒音、悪臭対策など周辺住民の不安や不信感を抱かぬよう様々な対策を講じて運営してきた。近年、火災や事故が発生している業者は、いわゆる「違法ヤード」と呼ばれている新興ヤードである。このような違法ヤードに対し、立入検査に力を入れてほしい。</p>	<p>本条例案では、条例の施行に必要な限度において立入検査をすることができる規定を設けました。</p> <p>また、当該規定による立入検査を拒否、妨害等した者に対する罰則を規定し、その実効性を確保しています。</p>
<p>県の職員が2週間に一度は油漏れによる土壌汚染や悪臭の確認を行い、改善させてほしい。改善しない場合は営業停止処分や許可取り消ししてほしい。</p>	<p>本条例案では、事業者が遵守すべき基準として、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることを定めています。</p> <p>また、本条例案では、条例の施行に必要な限度において報告徴収や立入検査を行うことを規定しており、これにより基準遵守の状況の確認を行います。</p> <p>報告徴収や立入検査は、必要に応じて実施するものであり、一律にその頻度を定めるものではありませんが、基準遵守義務に違反している事業者や、改善が認められない事業者に対しては、これらの規定により厳正に対処してまいります。</p>
<p>事業場の実態を把握するため、年2回程度、町内会役員が立ち入りを義務化してほしい。</p>	<p>本条例案では、条例の施行に必要な限度において立入検査をすることができる規定を設けました。</p> <p>立入検査は、県の職員が職権に基づいて適切に実施します。</p>
<p>県当局などはその性質上休日には業務を行ってはならず、またヤード事業者も毎日</p>	<p>本条例案では、条例の施行に必要な限度において立入検査をすることができる規定を設けました。</p>

<p>事業を実施しているとは限らない。通報を受けてから迅速にヤードで調査を実施できるとは限らないのが現状である。そこで、迅速にヤード内を捜索・現状把握するためには、終日対応可能な警察署や消防署にヤードの鍵を渡し、いつでも当局が中に入ることができる状況を作ることが必要だと思う。</p>	<p>また、当該規定による立入検査を拒否、妨害等した者に対する罰則を規定し、その実効性を確保しています。</p> <p>一方、正式な手続によらず、私有地内に無断で立ち入り、捜索等を行うことはできないものと考えます。</p>
<p>公表制度について</p>	
<p>違反状況を公表する規定を設けてほしい。</p>	<p>違反状況の公表制度は、法令等に違反した者に対する制裁として規定されることがありますが、本条例案では、より実効的な手法として、基準遵守義務に違反し、命令等にも従わない事業者などに対しては、最終的に許可取消しや罰則の適用をもって臨むこととしています。</p> <p>なお、県が行政処分を行うときは、事案の性質等に応じて、その内容の公表についても併せて検討します。</p>
<p>7 適用関係</p>	
<p>(1) 適用除外</p>	
<p>船橋埠頭では国内外へ鉄スクラップを供給する港として国内で上位に位置する。船橋埠頭におけるスクラップヤードで選別後の金属のみを保管している場合、火災や油の流出の危険性はなく、また高積みによる崩落や騒音の苦情事例も無い。カーボンニュートラルで鉄スクラップが資源として注目される中で、仮に船橋埠頭に対して基準を導入された場合、船橋埠頭の物流減少にもつながる。</p> <p>加工をせずに金属のみを保管する場合は現行の運営が維持できるように配慮してほしい。</p>	<p>港湾の地域については、港湾法に基づき、港湾管理者等によって港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する計画が策定されており、当該計画に基づいた土地の利用や、港湾法に定められた技術基準による港湾施設の管理が行われています。</p> <p>これらの事情に加えて、県による実態調査の結果、港湾の地域に所在するスクラップヤードでは、船積み前の一時的な保管が中心となっており、保管物も選別後の金属のみであることから、火災等の危険がなく、立地規制によって地域内に住宅等を建てることできないことから、異常な高積みや騒音による住民への悪影響が生じていないことが確認されました。</p> <p>そこで、本条例案では、港湾法第2条第5項第6号に規定する荷さばき施設及び同項第8号に規定する保管施設において行われる特定再生資源屋外保管業については、本条例の規定を適用しないこととしました。</p>
<p>(2) 市町村との関係</p>	
<p>市町村の申し出に応じて規定の適用を除外することができるかとされているが、スクラップヤードを規制するかどうかの最終的な決定は県ではなく市町村なのか。県が決定してほしい。</p>	<p>本条例は、原則として県内全体に適用されるものですが、地方自治の観点から、市町村がその地域の実情に応じて、より厳格な規制を設けるなど独自の施策を策定し、又は実施しようとする場合には、県としては、これを妨げるのではなく、市町村に対して、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこととしたものです。</p> <p>本条例案で、独自の施策を講じる市町村の区域について、本条例の適用を除外することとしたのは、1つのスクラップヤードに対して、県と市町村の規制が二重にかかることを防止するためであり、独自の施策を講じた市町村の申出に基づいて行うこととなります。</p>

(3) 既存事業者に対する経過規定	
既存事業者に対する経過規定として、一定の猶予期間とはどの程度か。	<p>本条例案では、その施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている事業者（以下「既存事業者」といいます。）に対しても、新たに事業を始める者と同様に、許可の取得を求めることとしました。</p> <p>既存事業者への経過措置としては、囲いや油水分離装置等の設置、底面舗装などの許可の基準への適合や、事業者が遵守すべき基準に適合するような事業計画の策定、許可の申請手続などに要する期間を考慮する必要があることから、条例の施行の日から起算して1年間は、引き続き事業を行うことができますこととしています。</p> <p>1年間を経過した後も引き続き事業を行うためには、本条例案で規定する基準に適合するための措置を実施した上で、許可申請の手続を行う必要があります、許可を受けず、又は不許可とされた後も事業を続けた場合には、無許可事業者として罰則が適用されることとなります。</p>
既存事業者に対する経過措置としての猶予期間は、できるだけ短期間にしてほしい。	
「一定の猶予期間を設ける」とあるが、既存事業者に対する経過規定としての猶予期間は、必ず厳守させてほしい。従わない場合は営業停止等の処分を行うことを明記してほしい。	
屋外型スクラップヤードで、条例の保管基準を遵守するための改善ができず、許可を受けられない場合はどうなるのか。	
条例施行前に建設されたヤードにおいて、雨天時の油流出などの対策がなされないまま油が流出し得る作業に続けている場合、許可されるべきではない。条例が制定されたのち、3か月以内などといった指定の期間以内に油漏れや騒音を改善する対策を取る必要があると思う。	
8 その他の規定	
(1) 県から市町村への支援	
関係法令所管部署による県、市町村合同調査の規定を設けてほしい。	関係法令に基づく立入検査等の権限を有する市町村その他の行政機関とは、必要に応じて連携して調査を実施するなど、本条例を効果的に運用できるよう努めてまいります。
(2) 委任	
その他の意見	
条例案、施行規則案についてもパブリックコメントを行うべきである。	<p>本条例案については、今回のパブリックコメントで皆様からいただいた御意見を参考として、立案しました。</p> <p>条例に係る規則の案については、県議会での議決を得て本条例が制定された後、あらためてパブリックコメントを実施し、皆様の御意見を参考として制定する予定です。</p>
許可取得手続が速やかに完了する体制を構築してほしい。	本条例を適切に運用できるように、努めてまいります。
この条例が施行されると、新規事業を始めるくらい設備費用が掛かると思われる。補助金や助成金などを出してほしい。	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とし、その目的を達成するために必要な事項を定めるものです。</p> <p>新規事業者であるか既存事業者であるかにかかわらず、補助、助成等に関する規定は、設けておりません。</p>
赤枠ナンバーを付けた大型車に大量（鉄材）の荷積みをして、ヤードを出入りしている外国人が多々見受けられる。厳重に取り締まってほしい。	いわゆる「赤枠ナンバー」（回送運行許可番号標）は、道路運送車両法に基づく制度であり、その違反に対する取締りについては、同法に基づき、同制度を所管する行政機関が行うこととなります。

<p>廃棄物の適正処分がなされているか、県として確認するべきである。</p>	<p>廃棄物の処分等の問題については、廃棄物処理法に基づいて対処します。</p>
<p>ヤード内でごみを焼却する業者もいる。ヤードでの一切の焼却は禁止として、厳正に対処するべきだ。</p>	
<p>利益が出ているときは、ヤードは通常状態にあるが、利益が出なくなると、売れるもののみ販売し、残ったゴミや土壌汚染はそのままと言うのが過去でも見られた事だと思う。</p> <p>その撤去費用は、本来なら業者が負担するのが筋だが、ヤードが居なくなっていたら、地主が負担することになる。しかし、地主も払えないと言うことで、最終的には県などが税金を投入し、撤去するという悪循環が繰り返されているのは周知の事実である。</p> <p>その為、地主に対する罰則強化をし、安易に貸さない事を盛り込むべきと考える。</p> <p>地主への罰則強化を盛り込むことにより、悪質な業者への牽制になるのではないか。</p>	<p>本条例の目的である県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障の防止を阻害する違法な事業者に対し、安易に土地や事業場が提供されないようにするため、本条例案においては、土地所有者等に対する責務を規定しました。</p> <p>しかしながら、土地所有者等が努力すればスクラップヤードの事業者による不適正な事業を阻止できるというのではなく、事業者の本条例に対する違反をもって結果論で土地所有者等を非難の対象とすることも適切であることから、本条例案においては、土地所有者等に対する罰則は規定しませんでした。</p> <p>なお、スクラップヤードにおいて生じた残渣物は、産業廃棄物として扱われるべきものであり、これを適正に処理しない場合には、廃棄物処理法に基づいて対処します。</p>
<p>違法ヤードを転売する悪質なデベロッパーにも、罰金や営業許可取り消しといった罰則による厳正な対処が必要だと思う。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、直接的な原因となるスクラップヤードの事業を「特定再生資源屋外保管業」として定義し、不適正な事業を行う事業者を規制することとしたものです。</p> <p>土地の違法な開発や取引については、本条例によってではなく、土地の利用・開発関係の法令等によって、別途必要な規制が行われています。</p>
<p>違法ヤードにスクラップを持ち込む業者、個人に対しても、何らかの罰則を設けてほしい。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るため、直接的な原因となるスクラップヤードの事業を「特定再生資源屋外保管業」として定義し、不適正な事業を行う事業者を規制することとしたものです。</p>
<p>許可のない事業者へ金属スクラップ等を販売した者への罰則を設けるべきである。古物商登録証、インボイス制度などを活用し追跡できるようにする。</p>	<p>特定再生資源について、収集・運搬を行う者や取引を行う者について、今回、規制対象とはしておりませんが、事業者を規制することで、特定再生資源が違法な事業者が運営するスクラップヤードで取り扱われることがないよう厳正に対処してまいります。</p>
<p>スクラップヤード事業者に対して、廃棄物再生事業者登録を義務化してはどうか。または、提出書類を廃棄物再生事業者登録に準じたものにしたらどうか。</p>	<p>廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物処理法第20条の2の規定により、廃棄物の再生（廃棄物を再び製品の原材料などの有用物とするために必要な操作をすること）を業として営んでいる者のうち、一定の基準に適合する者を登録する制度です。</p> <p>本条例案が規制対象とする特定再生資源屋外保管業は、廃棄物の再生を行う事業ではなく、また、事業について必要な規制を行おうとする本条例と、優良な事業者を育成し、廃棄物の再生について協力を</p>

	<p>求める同制度では、目指す方向性が大きく異なるため、そのような規定は設けませんでした。</p>
<p>全てのヤードをインターネット上で公開された地図や地図アプリに登録することを義務付ける必要があると思う。</p>	<p>地図に掲載される情報は、地図の発行元やサービスの提供者が決定しているものであり、本条例案において、登録を義務付けることはできないと考えます。</p>
<p>通報を行った近隣住民に関する情報が違法行為を行ったヤード側に判明し、ヤード事業者から通報者に対して圧力がかけられるという場面がある。当局は通報者を可能な限りヤード事業者から守る必要があると考える。</p> <p>ヤード業者が近隣住民宅などを招待なしに訪問し、自分たちの要求を伝えようとする際には、事前に警察および県当局を通して近隣住民側からの許可を取ることが相応しいと考える。</p>	<p>事業者の違法行為等を発見し、県に対して通報した方の個人情報について、県が事業者等の第三者に伝えることはありません。</p> <p>また、匿名での通報や従業員による内部告発等も受け付け、いずれについても適切に対応いたします。</p> <p>一方で、本条例案は、スクラップヤードにおける事業活動と直接関係のない事柄や民事上のトラブルの解決などについて定めるものではなく、仲裁などの形で県が関与することはありません。</p>
<p>現在は主に電話などの形で県当局などへの通報が行われているが、ラインやメッセージングといった、文書だけでなく地図情報や写真なども共有することができるアプリケーションによる通報ホットラインの開設が絶対に必要だと思う。</p>	<p>県に対する通報等の方法に関する御意見については、本条例の運用の検討において、参考といたします。</p>
<p>近隣に迷惑を掛けた場合の補償（火事、事故等）も規定したほうが良いと思う。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とし、その目的を達成するために必要な事項を定めるものです。</p> <p>事業によって損失が生じた場合の補償等については、当事者間において、民法上の不法行為による損害賠償の問題として解決されるべきものであると考えます。</p>
<p>許可期間満了後、原状回復を求める規定を設けてほしい。</p>	<p>本条例案は、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とし、その目的を達成するために必要な事項を定めるものです。</p> <p>私有地の利用を制限するものではありませんので、スクラップヤードの事業を終了した後の土地の利用については、本条例で関与するものではありません。</p>
<p>撤去命令不履行に係る行政代執行を想定しているか。</p>	<p>本条例案では、措置命令の規定により、「支障の除去又は発生の防止のために必要な措置」として、保管物の撤去を命じることがあります。</p> <p>命令の不履行に係る行政代執行に関しては、行政代執行法の定めに基づきます。</p>